

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 第十二次鳥獣保護管理事業計画の変更
 - 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
 - 漁業権の免許
- ### 【公告】
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
 - 土地改良事業の工事完了
 - 〃
 - 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧
 - 〃
 - 県営土地改良事業変更計画の縦覧
 - 〃
 - 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧
 - 〃
 - 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
 - 〃

自然環境課
健康推進課

水産課

県民生活交通課

耕地課

都市計画課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第百七十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）
第四条第一項の規定により定めた第十二次鳥獣保護管理事業計画を変更したので、当該
計画書を岡山県環境文化部自然環境課及び各県民局農林水産事業部森林企画課並びに地
域事務所地域森林課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十一年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

医療法人弘和会みやけ内科小児科医院

倉敷市福田町古新田八一四

平成三十一年三月三十一日

三宅内科小児科医院

総社市井手九一九

平成三十一年三月三十一日

田辺薬局今市店

井原市西江原町二五一一

平成三十一年三月三十一日

藤井薬局

井原市芳井町与井一二二

平成三十一年三月三十一日

平成31年4月5日 岡山県公報 第12082号

◎岡山県告示第百八十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成三十一年四月一日次のとおり漁業権の免許を与えた。

平成三十一年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡区 第一三号	岡区 第一二号	岡区 第一一号	岡区 第一〇号	岡区 第九号	岡区 第八号	岡区 第七号	岡区 第六号	岡区 第五号	岡区 第四号	岡区 第三号	岡区 第二号	岡区 第一号	免許番号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	免許事項の 告示番号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	漁業権者の 名称
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	漁場の位置、 及び存続期間 免許事項の告示による漁場 計画のとおり

平成三十年岡山
県告示第三百四
十八号

日生町漁業協同組合

〔一四二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十一年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十一年三月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ら・サングリエ

三 代表者の氏名

大塚 恵子

四 主たる事務所の所在地

真庭市上水田五〇九〇番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し、地域のコミュニティの拠点として、食を通じた居場所づくりを基本に、親子の皆様、高齢者の皆様、障がい者の皆様、そして若者の皆様に対して、多様な触れ合いの場の提供及び介護予防や地域の社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

〔二四三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十一年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十一年三月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新見地区腎友会

三 代表者の氏名

猪 主計

四 主たる事務所の所在地

新見市西方四五〇番地、新見クリニック内

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての腎臓病患者の医療、生活条件の擁護と確立をめざし、会員相互の交流と生活環境の向上を図るとともに、会員の自主的活動により、社会の保健、福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

平成31年4月5日 岡山県公報 第12082号

〔一四四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成三十一年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業主体	地区名	工種	完了年月日
児島湾土地改良区	沖2東詰宮川筋交差樋門	かんがい排水	平成三一・三・八
〃	丘2中樋門	〃	〃
〃	片岡浜4番川	〃	〃
〃	中畦南樋門	〃	〃
〃	鞆津川樋門	〃	〃
〃	錦西18樋門	〃	平成三一・三・一四
〃	錦六区横2南樋門	〃	〃

平成31年4月5日 岡山県公報 第12082号

〔一四五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成三十一年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業主体	地区名	工種	完了年月日
児島湾土地改良区	西七区支線77号	かんがい排水	平成三一・三・十一
〃	西七区支線81号	〃	平成三一・三・十五
〃	西七区支線64号	〃	平成三一・三・二十二
〃	錦西23樋門	〃	〃
〃	北七区支線36号	〃	〃
〃	片岡浜1番川	〃	〃

平成31年4月5日 岡山県公報 第12082号

〔一四六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成三十一年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

西七区4号（小規模土地改良（かんがい排水）事業）

内尾南（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

西七区支線102号（ 〃 〃 ）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

平成三十一年四月五日から同月二十六日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔一四七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（中山間地域総合整備 矢掛地区上高末工区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十一年四月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 矢掛地区上高末工区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成三十一年四月五日から同年四月二十六日まで

三 縦覧の場所

矢掛町役場

〔一四八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画第一種市街地再開発事業についての都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画第一種市街地再開発事業

二 都市計画の決定年月日

平成三十一年三月二十九日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。

〔一四九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画高度利用地区についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画高度利用地区

二 都市計画の変更年月日

平成三十一年三月二十九日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。